

三重県埋蔵文化財年報

昭和 47 年度

三重県教育委員会

は　し　か　き

この年報は、昭和 47 年度における県下の
埋蔵文化財保護行政の概要をまとめたもので
ある。

埋蔵文化財保全計画調査、遺跡分布調査、
緊急発掘調査等の各報告書とともに大方の資
料に供したい。

目

次

I 調査の概況 -----	3
II 開発事業と埋蔵文化財保護 -----	21
III 普及と活用 -----	22
付I 現状変更問題遺跡一覧 -----	29
II 各種開発指導要綱等 -----	39
・民間企業による用地取得について -----	39
・住宅団地造成事業に関する指導要綱の設置について -----	40
・土地利用対策について -----	41
・三重県土地利用対策委員会設置要綱 -----	42
・ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱 -----	44
・建築許可等に関する連絡委員会設置要綱 -----	46
・農地転用に伴う文化財の保護について -----	49
・埋蔵文化財パトロール事業委託契約書 -----	49
・文化財保護法第57条第1項違反につき申告 -----	52

I 調査の概要

緑の確保と埋蔵文化財の保護は、現時点の緊急の課題であり、それを求める声は日に日にたかまり、各分野におけるとりくみは、一步一步強化されている。

埋蔵文化財保護の長期対策としては「各地埋蔵文化財保全計画」に加えて、「風土記の丘、史跡公園建設調査」をはじめ、緻密な構想から飛躍段階に至っている。また、開発事業計画との事前連絡が密接となり、それにともない、遺跡現状確認調査、緊急試掘、発掘調査を要する場合が、急激に増加し、処理能力をはるかに超過しているのが現状である。

1. 北勢南部地域埋蔵文化財保全計画調査

中南勢地域について、埋蔵文化財の集中地区である鈴鹿市を中心とした遺跡保護のマスタープランである。とくにこの地域は、四日市の臨海型工業開発に対し、内陸型の機械工業を中心とした開発がすすめられてきた地域であり、近年、ゴルフ場、団地造成がさかんになってきた地域であるとともに、伊勢国分寺跡、奈良時代軍團跡等、大型の遺跡の多いところである。

調査は、四日市市南部（三滝川以南）、鈴鹿郡、市、亀山市を対象とし、日本建築学会東海支部都市計画委員会に委託して実施した。

2. 風土記の丘・史跡公園建設調査

史跡の広域保存と大型環境整備事業計画として、上野市・御墓山古墳（国指定）、志摩郡阿児町・志摩国分寺（県指定）、多気郡明和町・斎王宮跡（国指定級）を候補地とし、史跡の現状確認、文献整理調査、整備計画等を主とした調査である。

調査は、京都大学工学部建築教室・修景計画研究会に委託して実施した。

3. 緊急遺跡現状調査

遺跡地図に記載の有無にかかわらず、道路、団地造成計画地等、各種の開発計画地内の埋蔵文化財の所在の確認を行なっている。調査の結果は、それぞれ事業者に連絡し、事前協議の基礎資料としている。

調査は、関係教育事務所および市町村教育委員会が主体となってすすめられ

る場合が多くなっている。現地調査には、前年度実施した三重県遺跡分布調査にあたった調査員、三重大学歴史研究会の全面的な協力をうけているが、学校関係者の場合、かなりの負担となり、各教育事務所をはじめ、各市町村教育委員会に文化財専任担当者の配置が切実な問題となっている。

（付・建築許可等に関する幹事会協議、都市計画法第32条事前協議、
三重県宅地開発事業の基準に関する条件事前協議を参照）

4. 埋蔵文化財緊急発掘調査

これまで、開発事業計画と埋蔵文化財保護のための事前調整としては、昭和39年2月10日付、文委記第14号「史跡名勝天然記念物および埋蔵文化財包蔵地等の保護について」およびこの趣旨にもとづく、日本住宅公団、日本鉄道建設公団、日本道路公団、日本国有鉄道等による事業施行に伴う埋蔵文化財包蔵地の取扱いに関する「覚書」（昭和40年、41年42年）による。

- (イ) 事業地区に含めないもの
 - (ロ) 事業地区に含めるが、これが保存を図るもの
 - (ハ) 発掘調査を行なって記録を残すもの
- の3種に区分し、措置を講じてきた。

しかし、埋蔵文化財の固有な性格上、調査着手前において、とくにいは、速断できない面もあり、さらに「調査後、その結果にもとづき保存の可否を協議する」とこととしている。

調査費は、原因者である事業主体者からの全額委託によるものが多いが、一部事業者の負担による場合、国庫補助金の交付をうけて行なう場合もある。

また県農林水産部による県営圃場整備事業地の遺跡は、水路部分について試掘し、その結果にもとづき、田面の削平は行なわないなど、工法変更され、現状保存している。

七和2号窯址（桑名市大字五反田）

事業名 日本住宅公団・土地区画整理

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年8月

概要

桑名市西部の丘陵地にあり現在2基が確認されている古窯址の一つ。標高75mほどの丘陵支脈の南麓につくられた半地下式のあな窯で、古窯本体と灰原を完

掘した。古窯は煙道部がすでに流出し、焚口からの現存全長は、6.2m，巾は1.2m前後、床面の傾斜は約35度前後。天井はすべて崩れていた。灰原からは、須恵器・杯・蓋・椀・盤・高盤・すり鉢・薬壺・短頸壺・長頸瓶・甕等灰釉陶器・椀・輪花椀・皿・段皿・耳皿・短頸壺・薬壺・長頸瓶・平瓶・手付瓶、火舎などがあり、土錘も焼かれていた。このうち須恵器は9世紀代に、灰釉陶器は11世紀代に比定される型式のもので、同一古窯が、約300年後、再使用されたことになる。

永井遺跡（四日市市尾平町）

事業名 石塚地区土地区画整理事業

調査主体 四日市市教育委員会

調査期間 昭和47年5月～11月

概要

四日市市街地の西方約2.5kmの台地東端部にある弥生時代前期から室町時代に至るまで、断続的につくられた集落址。市街地周辺の台地上に残ってきた最後の遺跡ともいわれている。弥生時代前期では、北方約1kmはなれた大谷遺跡と同様、6条の弧状溝がある。弥生時代中期では、2基の方形周溝址があり、それぞれ一辺の溝を共用し、1基は方20mほどの規模。住居址としては、弥生時代前期、中期とも不明で、後期では19基、古墳時代後期が6基、平安時代が5基ある。掘立柱建物は11棟が確認されている。出土遺物としては、弥生各時代の土器、石器が大半をしめ、他に灰釉、綠釉陶器、山茶椀、山皿、滑石製勾玉などがある。遺跡の一部は公園用地として保存。

山奥遺跡（四日市市富田鶴町）

事業名 四日市港管理組合

調査主体 四日市市教育委員会

調査期間 昭和48年1月

概要

第三コンビナート埋立土砂の運搬用ベルトコンベアー建設予定地内にあたる山林で、5ヶ所に試掘場を設定した。結果は、丘陵部は遺構・遺物がなく、小さい谷間部分で北方から二次的に流入したと思われる土師器・山茶椀若干が出土したのみで、当該地域が遺跡でないことを確認した。

落河原遺跡（四日市市西坂部町）

事業名 県営圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年6月11日

概 要

海蔵川とその支流江田川に囲まれた台地の西側部分で、標高40m。6月に試掘調査を行なった結果、御館部落から出屋敷部落へ通じる市道の東側に全面、遺物の出土を見て、住居址と思われる遺構も検出され、その規模は140×200mにおよぶことが判明した。そこで、当初の工事計画を変更して、従来の田畠に盛土をすることになった。しかし、排水路部分については11月に幅1m延400mを調査した。その結果、土師器の窯と推定される遺構が3ヶ所見付かった。そのうちの一つは隅丸の三角形の土壙で、壁・床面は固く焼けている。遺物は平安時代の土師器甕が多数と、それに灰釉陶器、石英製の石帯も出土している。

土師南方遺跡（鈴鹿市土師町小村）

事業名 県営圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年8月・48年1月

概 要

千代崎港にそそぐ小河川金沢川の河口から2kmの大きく彎曲する個所の左岸の畠地で標高は5m。8月に2×8mのトレンチを22個所設定して試掘調査を行なった。このうち、川寄りのやや高い畠からは多数の遺物が出土した。遺物出土地点付近は殆んど盛土をして、排水路部分のみを調査した。しかし、工事中、近鉄線の北側の水田からも多数の土師器、須恵器が出土し、急拠、調査した。部分的な調査のため遺構については不明である。遺物の時期については、多くは六世紀前半のものであるが、試掘の際には奈良時代の軒丸瓦や、鎌倉時代の山茶碗、陶器も出土している。

御館野遺跡（四日市市西坂部町）

事業名 県営圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年9・11月

概 要

海蔵川の右岸台地上の遺跡で、標高42m。9月に試掘調査を行ない遺跡の範囲を確認した。当初の分布調査の予想とは異なり、台地中央部分300m²足ら

ずの小規模なものであった。遺跡は協議の結果、現状保存されることになったが、排水路部分で見付かった住居址については11月に改めて調査した。住居址は径 $3.6 \times 4.5 m$ の方形の堅穴住居址で、後で一廻り大きく拡張されたものであった。カマドは北壁につくられている。住居地内からの遺物は僅かであるが、須恵器から見て7世紀前後と思われる。住居址は他に南 $20 m$ の個所に於いても隅部分を確認した。

八野2号墳（鈴鹿市八野町）

事業名 日本浄化工業・団地

調査主体 鈴鹿市教育委員会

調査期間 昭和48年1月

概要

鈴鹿川南岸の標高 $49 m$ の台地北縁につくられた方墳。径 $15 m$ 、高さ $3 m$ の規模で、木棺直葬のもの。墳麓には、巾 $1 m$ 、深さ $50 cm$ の周溝がとりまく。副葬品は、剣、ガラス小玉、二重口縁の土師器壺があり、5世紀代と推定される。

八野3号墳（鈴鹿市八野町）

事業名 日本浄化工業・団地

調査主体 鈴鹿市教育委員会

調査期間 昭和48年1月

概要

2号墳に接して南側につくられた円墳。径 $10 m$ 、高さ $2 m$ 。木棺直葬のもので、2号墳と同様、巾 $1 m$ 、深さ $50 cm$ の周溝がある。木棺は巾 $80 cm$ 、 $3 m$ ほどの大きさで、剣・ヤリガンナ、鎌などが副葬されている。このうち剣は、2号墳出土のものと全く同巧で、周溝の切り合い状態とも考え合せるとほとんど前後してつくられたことがわかる。

茶臼山古墳（亀山市井田川町）

事業名 三重県住宅供給公社・井田川団地

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年7月

概要

鈴鹿川中流域の北側丘陵地にある。北西約 $2 km$ には能褒野前方後円墳、南東約 $1.5 km$ には保子里車塚古墳、南方約 $2 km$ には王塚前方後円墳など著名な古墳

が周囲に多い。墳形は明らかでないが、全長5.4mの横穴石室を主体とした6世紀初頭の古墳である。石室の奥には砂岩製の箱式石棺2個があり、画文帶神獸鏡各1面がおさめられていた。石棺の一つには、砂岩製の枕、他の一つには、金環金銅製の冠、沓もおかれていた。石室の各所には、馬具2式・直刀・剣・矛・鎌、100余点の須恵器、土師器が副葬されていた。完全に調査が終了しない前に、一方的にとりこわされたため、墳丘の形状、石室の構造などに不明な点が多い。石室石棺に用いられた石材は、付近にまとめて移転されている。

城山古墳（亀山市川合町）

事業名 三重県住宅供給公社・井田川団地

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年8月

概要

茶臼山古墳から南へ約300mはなれた丘陵上の前方後円墳。工事中に発見されたため、全体の規模、内部構造は不明だが、葺石でおおわれ、円筒埴輪をめぐらしたものである。調査した墳丘南麓の形状から、全長約40mで、前方部を西に向かしたものであることがわかる。遺物としては、人物等の形象埴輪、円筒埴輪、須恵器片がある。茶臼山古墳とほぼ同時期か、やや先につくられたものであろう。

つりがね山古墳（亀山市川合町）

事業名 個人・土取り

調査主体 亀山市教育委員会

調査期間 昭和48年3月

概要

鈴鹿川の支流の一つ、椋川の南側の台地突端につくられた円墳。古墳のある台地麓が土取りされた後、昭和46年8月の集中豪雨により石棺が露出してはじめて知られたもの。墳丘は、径15m、高さ3m。内部主体は砂岩製の箱式石棺で、棺内には人骨片ものこり、直刀、鎌、玉、須恵器杯、蓋、高杯などがおさめられ、棺外にも鉄鎌がある。

新畠遺跡（津市片田井戸町）

事業名 三重県住宅供給公社・団地

調査主体 新畠遺跡発掘調査団

調査期間 昭和47年7月～8月

概 要

昭和46年7月の試掘調査に基づいて、台地上約1200m²、台地東麓約500m²の範囲が、本調査された。台地上東端部からは、土師器壺、小形丸底壺・器台、高杯など、いわゆる古式土師器を出土する住居址8、堀立柱建物址1、土壙などが検出され、古墳時代前期5世紀初頭の集落の様子が明らかにされた。また、古墳の跡も発見され、周溝部には、須恵器が埋蔵されていた。

なお、東麓部のB地区からは、古墳時代後期の堀立柱建物址1・鎌倉時代後期の竪穴式住居1が発掘され、竪穴式住居址からは、「上」の墨書のある山茶椀も出土した。

亀井遺跡（津市安東町亀井）

事業名 県営圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年11月・48年1月

概 要

津市の西部、安濃村との境に近い亀井部落の裏手美濃屋川の右岸にある。部落につづく微高地の畑で、水田との比高1m足らずで標高11m。11月の試掘の結果、中央部分から楕円形の土壙の一部が見つかり、多数の弥生時代中期の土器が出土した。地区除外される畑を更に拡げることによって、遺跡を現状保存することにした。翌年1月美濃屋川改修工事の現場立会いの際に土壙の残りを完掘した。一方この土壙の南30mの個所でも、幅1.7m、長さ5.8m、深さ1.2mの溝状の土括が見付かり、同様に多数の弥生式土器が出土した中に双脚になる壺形土器もある。この土壙は墳墓と考えられる。

清水西遺跡（安芸郡安濃村清水）

事業名 県営圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和48年1月

概 要

安濃村清水部落の西側の水田地帯である。標高8mを測り、付近と全く変わらない。48年1月の安濃川左岸地区の試掘調査に於いてみつかったため、排水路部分を調査した。地表から約50cm下の暗茶褐色土、および青灰色粘質土中から多数の土師器が出土したが、遺構らしきものは確認できなかった。青灰色粘質土まで地表から1.2mを測る。遺物の中では高杯形土器が非常に多い。時

期は六世紀前後と思われる。

山口遺跡（安芸郡芸濃町椋本）

事業名 日本道路公団・近畿自動車道

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和48年2月

概要

県道関一津線の北側の丘陵裾部分で、青木谷の小さな谷を南にのぞむ台地上で、道路はこの台地の端部分を横切る。標高60m。古くの開墾時に土器が少なからず出土したという。事前の分布調査に於いても数片の須恵器片が採集された。調査は2月、2m幅のトレンチを設定して行なった。しかし、耕作土が10~15cm程度で、黄褐色の地山となり、遺物の出土は全くなく、遺跡はここまでおよんでいないものと思われた。

大ヶ瀬弥生墳墓（津字大字野田）

事業名 日本道路公団・近畿自動車道伊勢線

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和48年2月~3月

概要

安濃川右岸の低丘陵の頂上部にあり、これまで大ヶ瀬2号墳と呼ばれていた。墳麓の東側が道路にかかるため墳丘部全面を調査した結果、南北19.2m、東西11.5m、高さ2mのほぼ長方形に地山を整形し、頂上部の北側中央に南北4m東西5mの前方部を削り出したものであることが確認された。後方部主体は流出したと思われるが、後方部の西側と「くびれ部」を東西に横切る位置に土壙3ヶ所と土壙に続く溝を検出した。土壙内から供献用と思われる台付壺・壺・高杯などの弥生時代後期前半期の土器が5点出土したので、本墳を弥生時代墳墓と断定した。

平栄遺跡（津市大字野田）

事業名 日本道路公団・近畿自動車道伊勢線

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和48年2月~3月

概要

大ヶ瀬弥生墳墓の南方丘陵の東側斜面にあり、これまで平栄古墳群と呼ばれていた。調査前は、あたかも一辺8m前後、高さ2m前後の方形墳5基がある

かにみえた。調査の結果、墳丘盛土と思われた部分は全て西側丘陵からの地山土の崩落堆積であることを確認するとともに、遺物包含層2ヶ所、竪穴住居址3を検出した。竪穴住居址は、いずれも斜面突端部の地山盛り上り部を切り込んで作られたもので、流出しているため全形を知りえないが1辺約4～5mの隅丸方形を呈している。

遺物は弥生時代後期の壺・甕・高杯などの小片があり、他に球形の土錐、軽石製品、桃核、石鏃等がある。

本宮遺跡（久居市井戸山町字大口新開）

事業名 国道165号線改良工事

調査主体 本宮遺跡調査会

調査期間 昭和48年1月

概要

近鉄久居駅の東方約2.2kmにある宮池を中心とした半径約300mの範囲が本宮遺跡として古くより知られていた。

今回の調査は道路敷地となる池の西岸での遺構の有無を知るために行なった。その結果、数片の古墳時代の土師器が出土したのみで、何らの遺構も検出できなかった。

調査中に知り得た付近の遺物の散布状態や今回の調査の結果から、当地域は遺跡の範囲外であり、本宮遺跡は宮池の東岸の一帯であると考える。

小村遺跡（一志郡嬉野町字小村）

事業名 県営圃場整備事業・排水路

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年11月

概要

圃場整備に先だって事業地内の遺物の散布状況を調べた結果、各所に散布が見られるため排水路を中心として事業地全域の各所に試掘坑を設定して調査を行なった。

その結果、国鉄紀勢本線と旧参宮街道としてはさまれた一帯で弥生時代から室町時代に至る多量の土器片や建物の柱根などが出土した。そのためこの付近は弥生時代から室町時代にわたる相当広範囲に広がる遺跡であることが明らかとなった。

上ノ庄遺跡（一志郡三雲村字上ノ庄）

事業名 県営圃場整備事業・排水路

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年10月～11月

概要

排水路工事に先立ち、付近に遺物の散布が見られるため、遺構の有無を知るため調査を行なった。

その結果排水路となる部分には遺構は全く見られなかった。しかしながらその西に隣接した水田からは鎌倉時代の土師器、山茶碗などが出土地し、この付近から現在の上ノ庄部落にかけて鎌倉時代の集落が存在するものと思われる。

田村2号墳（松阪市田村町）

事業名 大輝商事・土取り

調査主体 松阪市教育委員会

調査期間 昭和47年8月

概要

松阪市街地から南西約4kmの丘陵地にある全7基の古墳群の一つ。標高30mの丘陵尾根につくられた径15m、高さ2.0mの円墳。横穴式石室を内部主体としているが、古く石材が抜き取られ、攪乱されていた。残された根石の状況から北に開口するものと思われる。副葬品としては、須恵器・鏡、杯片がある。

向之山古墳群（松阪市八重田）

事業名 高橋不動産・団地造成

調査主体 松阪市教育委員会

調査期間 昭和48年3月～4月

概要

古墳群は4基で、2号墳はブルにより大半壊され、3号墳は現状のまゝ事業地内に保存される。調査を実施したのは1号墳と4号墳とともに円墳と推定され、1号墳の主体部は粘土被をもち、仿製鏡2面、剣、直刀、刀子を検出した。4号墳は主体部がすでに失われていたが、墳麓の一部に円筒埴輪列の周縁する状態が発見された。ともに築造時期は決定しがたいが、古式の様相をもつ古墳といえる。

内五曲遺跡（松阪市内五曲町）

事業名 県土木部・坂内川河川改修

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和48年3月

概要

坂内川の右岸堤防の改修工事現場で弥生土器片が多数出土したことにより、緊急調査を実施した。黒青色粘質砂質土層に遺物が含まれ、遺物包含層は幅5m厚さ1mほどで、川床と同じ高さにある。包含層は堤防敷外へひろがることが推定される。出土土器は壺、高杯、甕とワンセットあり、弥生時代後期に属すると考えられる。

下新田北遺跡（松阪市豊原町）

事業名 青木木材・団地造成

調査主体 松阪市教育委員会

調査期間 昭和48年2月

概要

榆田川左岸の水田地に弥生土器片が散布していた遺跡で、試掘調査を実施したが、遺物、遺構ともに検出されなかった。

したがって、遺物の散布があったにすぎず遺跡ではないと判断した。

下村遺跡（松阪市下村町）

事業名 丸八不動産・団地造成

調査主体 松阪市教育委員会

調査期間 昭和48年3月

概要

周囲の水田より一段高い畠地にある遺跡で、表面に薄手の土師器の細片が散布していた。2m×8mの試掘坑を事業地内に10ヶ所設定して試掘調査したところ、遺物・遺構とも発見されず、散布地ではあるが遺跡でないと判断された。

古里遺跡（多気郡明和町竹川）

事業名 三交不動産・明和団地

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年5月～9月

概 要

祓川をのぞむ洪積台地上にある広大な遺物散布地。今年度は国庫補助金をえて、台地中央寄りの約 $3000m^2$ について発掘調査をし、弥生時代から鎌倉時代の各種遺構と遺物を検出した。弥生時代は中期前半の円形竪穴住居1棟。古墳時代は、1辺 $18m$ と $10m$ の大小2種の方形周溝5基。奈良時代は竪穴住居7棟、掘立柱建物8棟。鎌倉時代は巾 $3.5m$ 、深さ $3m$ の溝のほか大小の溝、素掘りの井戸2基。主な出土品は、各時期の土器のほか、円面鏡、土馬などがある。

神前山1号墳（多気郡明和町上村）

事業名 大西砂利・土取り

調査主体 明和町教育委員会

調査期間 昭和48年5～7月

概 要

調査前は直径 $20m$ の円墳と考えられ、主体部はすでに明治年間に盗掘されていたが、画文帶神獸鏡が出土した古墳として知られていた。調査の結果、2段築成で円筒埴輪が二重に囲繞し、全面に葺石をしいた、全長 $40m$ の堂々とした帆立貝式の前方後円墳であることが判明した。しかも、後円部の北麓に主軸に平行して幅 $11m$ 、長さ $3m$ の方形の造り出しがつく特異な平面形をなす。遺物は、主として造り出しの部分より須恵器（鳥形壺・高杯・器台）の多数の破片が検出された。埴輪はほとんどが円筒埴輪で、他に朝顔形埴輪・きぬがさ形埴輪・馬形埴輪・家形埴輪一大部分が破片である一の出土を見た。主体部はすでに荒され埋葬施設、副葬品とも検出されなかった。また墳丘の下には弥生時代前期の遺物包含層がひろがっていた。

発シA遺跡（多気郡明和町有爾中）

事業名 明和町教育委員会・幼稚園建設

調査主体 明和町教育委員会

調査期間 昭和47年11月

概 要

丘陵裾に位置する遺跡で、幼稚園建設に伴い試掘調査を実施。その結果試掘坑に方形の竪穴状遺構2、掘立柱建物址の柱穴を検出した。竪穴状遺構は床、壁面とも焼け土師器片が多数出土したことから、土師器の生産址と考えられる。しかし、遺跡の全貌を記らかにすることなく、試掘調査後、遺跡は事業によっ

て破壊された。

女山4号墳（多気郡多気町東池上）

事業名 大阪変圧器株式会社・工場地造成

調査主体 多気町教育委員会

調査期間 昭和47年8月～9月

概要

丘陵上に位置する4基の古墳群の一つで、47年2月に抜根の際須恵器が出土したことにより古墳とわかる。墳丘は調査前ほとんど不明で周囲に溝状の浅い窪みが見られた程度である。調査の結果、木棺直葬の主体が2つあり、須恵器、土師器がともに副葬されていた。主体部の三方にはコの字形に周溝がめぐり、一方は崖になる。7世紀末の营造になるものと考えられる。

長迫間遺跡（多気郡多気町東池上）

事業名 大変圧器株式会社・工場地造成

調査主体 多気町教育委員会

調査期間 昭和47年8月～9月

概要

立地からA遺跡とB遺跡とに分ける。A遺跡は丘陵裾にあり、2間×4間の掘立柱建物址1棟を検出した。B遺跡は低平な丘陵上にあり、掘立柱建物址4棟、浅い溝状遺構を検出した。時代はともに7世紀末ごろと考えられる。

上広遺跡（多気郡勢和村片野） 試掘

事業名 県道片野飯高線

調査主体 上広遺跡調査会

調査期間 昭和48年1月

概要

櫛田川の上位河岸段丘面上の畠地で、標高100mを測る。発掘地点は台地北西隅部分で、10ヶ所のトレンチを設定した。50～80cmで地山の黄褐色土となり、黒色土が厚く堆積している。しかし、遺物の出土は全くなく、遺構も検出されなかった。遺跡の中心は台地中央部および南新木遺跡につづく個所と考えられる。当遺跡からは古くより僅かであるが、縄文土器、弥生式土器と、多数の石器が採集されている。あるいは、戦後の開墾によって、発掘地点付近は既に破壊されているものかもしれない。

中楽山遺跡（伊勢市上地町）

事業名 県営玉城第2地区圃場整備事業

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年12月

概要

沖積地との比高10mほどの台地縁辺部に所在する遺跡で、事業の施工前の試掘調査により明らかになった。確かな遺跡規模は不明であるが、数万m²に及ぶ大遺跡で、弥生後期末から古墳時代前期を中心とする。調査は事業によって削平される部分及び排水路部分に限って延500m²ほど実施した。弥生後期末の竪穴住居址2棟、方形周溝址4基、古墳時代前期の竪穴住居址1棟を検出した。

高向遺跡（度会郡御薗村高向）

事業名 建設省・南勢バイパス

調査主体 三重県教育委員会

調査期間 昭和47年4月～8月

概要

昨年度に引続く調査で、B・C遺跡を調査した。宮川の自然堤防上にあり、竪穴住居址3・掘立柱建物址9棟以上、井戸址2・溝2、土壙数ヶ所がある。出土遺物は、平安時代の土師器・須恵器・灰釉陶器・綠釉陶器が主体をなすが、古墳時代末期、奈良時代後期頃の須恵器・土師器もある。綠釉陶器の出土が目立つこと、石帶・銅製帶金具など一般集落であり出土しない遺物があることから、「和名抄」に記載がある高向郷の中でも官衛的な性格を持つ集落であったことが推定される。

賛遺跡（鳥羽市安楽町）

事業名 中日本観光KK・ヨットハーバー

調査主体 鳥羽市教育委員会

調査期間 昭和47年10月～昭和48年3月

概要

安楽島落の南方約800mの入江のせまい海岸にある。約2000m²の範囲において縄文時代中期から平安時代に至る遺跡。縄文時代では住居址5ヶ所（方形平地式3、円形平地式1、方形竪穴式1）、奈良時代では、製塩址10数個所が検出されている。遺物としては、各時代の土器の他、銅鏡25、銅釧、金銅製鞆帶金具22、和銅開珍8、神皇開宝1、隆平永宝2、勾玉2、管玉3、白玉3など

どがあり、美濃国印付須恵器、縁釉陶器などとともに、この遺跡を特徴づける。調査の結果、この遺跡の重要なことがわかり、現状保存の方向で協議がすすめられている。

辻堂古墳

事業名 県営圃場整備事業(地区除外)

調査主体 大山田村教育委員会

調査期間 昭和47年8月～9月

概要

昭和46年、中村地区圃場整備事業中発見された横穴式石室である。46年度は封土を調査するためトレンチを入れた。

47年度は国庫補助金の交付を得て、石室内部の調査を行なった。古墳は略南に開口した両袖式の横穴式石室で玄室(長5、巾1.86m)羨道(長4.8、巾1.25m)玄室中央奥と西側袖に組合せ式の石棺を置き、全床面には人頭大の敷石がつめられ、羨道部敷石下には排水溝が設けられている。奥壁と東側壁にそって多数の須恵器(杯・高杯・瓶・提瓶・器台)等があった。

奥城寺遺跡(上野市比土)

事業名 浅沼興産KK・団地造成

調査主体 上野市教育委員会

調査期間 昭和47年6月～8月

概要

奥城寺堡跡の南東麓の畠地で、標高152m。木津川左岸の河岸段丘上に営まれた古墳時代末期～藤原時代末にかけての遺跡である。古墳時代では、1辺4m位の方形で、傾斜地の高い方を切り込んだ竪穴住居址が4ヶ所と、ピット等で、竪穴はどれも主柱穴がなく一辺に炉があった。平安時代では竪穴住居を切りとて掘られた性格不明の大きな溝と、やはり住居址上に掘立柱建物址も認められた。出土遺物は、住居址から土師器、須恵器、溝からは、古銭、すり鉢片等であった。

奥城寺1号墳(上野市比土)

事業名 浅沼興産KK・団地造成

調査主体 上野市教育委員会

調査期間 昭和47年6月～8月

概 要

奥城寺堡跡西部に営まれた略南よりやや東寄りに開口した石室で両側壁と奥壁はきちんと積まれ、入口は床面が20cmほど上って雑な積み方で封じられていた。豊穴系横口式石室の流れをくむものではないかと考えられる。石室は2.6m×0.7m高さ1m。（奥壁から見て）奥壁右隅に蓋付の台付直口壺、横瓶があり、入口右隅に蓋付の台付直口壺、横瓶があり、入口右隅に杯の身及び蓋多数が雑然と積重ねられていた。石室中央部左右には銭、刀子等が出土している。6世紀前半頃の築造と考えられる。

奥城寺2号墳

事業名 浅沼興産KK・団地造成

調査主体 上野市教育委員会

調査期間 昭和47年6月～8月

概 要

奥城寺1号古墳の南東10m（両古墳の中心間）に、略南よりやや西寄りに入口をもった石室で、底の石組一段が処々残っていたが、根石の抜き取り痕が検出され、1号墳同様の手法で築造されたものと考えられる。石室は2.6m×1.05mで奥壁から40cm離れた中央部に須恵器杯1個が残っていた。古墳の位置が堡の土塁内にあたり、封土や石積は早く削平されたものと考えられる。遺物から見ると6世紀前半であるが、1号墳に統いて築造されたと考えられ、両古墳とも径10m前後の小円墳であったと考えられる。

奥城寺堡跡

事業名 浅沼興産KK・団地造成

調査主体 上野市教育委員会

調査期間 昭和47年6月～8月

概 要

昭和47年3月15日から同月末まで行われた試掘調査B地区のトレンチにより検出された約10×10mの土手になった築地跡の全面発掘調査。焼けた壁が検出されたのみで寺院跡と考えられる礎石等は見出されなかった。遺物としては土師器小皿やすり鉢片壺等があった。堡は南西面していたものと考えられ北西～南東45m、北東～南西48mの略正方形で、南側6割は一段低くなっている居り、その西寄りから1号古墳、2号古墳が検出された。

山の川遺跡（上野市上ノ庄）

事業名 県営圃場整備事業
調査主体 三重県教育委員会
調査期間 昭和48年1～2月

概要

当初の分布調査で遺跡ではないかと予想していた個所について工事中の現場立合いを行なったが遺物の出土は全くなかった。しかし、48年1月山の川の改修のため仮排水路を設ける工事中に、多数の弥生式土器が出土しているとの連絡をうけ、一時工事中止をして調査を行なった。その個所は当初予想した個所から約500m上流になる。古く北側を削平して既に1m近い段になっている。調査の結果、段の部分に方形周溝の隅部分が残っていた。幅70cm全長5.5mのみであった。弥生時代後期の土器が多く出土した。部分的ではあるが、伊賀地方で方形周溝址の発見ははじめてである。付近からは瓦器片、須恵器片も出土している。

彼岸台遺跡（上野市猪田）

事業名 県営圃場整備事業
調査主体 上野市教育委員会
調査期間 昭和47年12月

概要

猪田神社西方約100mの丘陵すその遺跡。試掘調査により地表下約50cmから、弥生時代後期から古墳時代の土器が多数出土している。そのため、現地は、当初工事計画を変更し、現状保存されることとなった。

上丸川1号墳（阿山町円徳院）

事業名 日本開発KK・団地造成
調査主体 阿山町教育委員会
調査期間 昭和47年8月～9月

概要

阿山町大字円徳院字上丸川の丘陵地の尾根端に造られた略南西に開口した（奥壁より見て）右片袖の横穴式石室で、玄室（長さ4m・巾1.8m）羨道（巾1.35m、長さ2m）が残っていた。開田の際に封土、天井石、羨道部が破壊され玄室石積が一段残っていたが、玄室内に木棺下部に当る部分にだけあらいたい敷石が並列しており、その前面にあたる羨道列に須恵器（杯、高杯、聰，

瓶等)土師器壺類があった。

上丸川2号墳 (阿山町円徳院)

事業名 日本開発KK・団地造成

調査主体 阿山町教育委員会

調査期間 昭和47年8月~9月

概要

上丸川1号古墳の南々西190mの丘陵尾根端につくられた左片袖(奥壁より見て)の横穴式石室で、玄室(長さ3.9m,巾1.75m,高2.75m)羨道長さ4.15mが残っていた。天井石や上部の石積は石工が現地で加工破壊した模様で、のみ跡を入れた用石や石屑が上部に充満していた。平安後期玄室中央部に埋葬が行われた模様で、床面から20cm上に1.7m×0.7mの腐食土層がありその前面に瓦器片が散乱していた。古墳の遺物は攪乱され、破片となって散乱していた。金環1あり。

Ⅱ 開発事業と埋蔵文化財保護

この数年来の埋蔵文化財問題は、その大半が開発事業による。そのため、開発事業に対しては計画段階における事前協議の徹底が、必要とされる。とくに近年、民間企業による乱開発の規制が問題となり、府内においては、各種連絡会議等が設置され、文化財保護についても、事前協議の機会が激増している。

1. 開発事業にかかる埋蔵文化財保護連絡会

関西のベッドタウン化が民間資本により、強力にすすめられている伊賀地区において開催した。参加者は上野教育事務所管内の各市町村の開発企画担当者、文化財担当者および県開発関係出先機関企画担当者と、県文化課から提案説明をもとに、開発計画と文化財保護等について研究討議した。

2. 三重県土地利用対策委員会

(付Ⅱ 参照)

3. 建築許可に関する書記会、幹事会、委員会

(付Ⅱ 参照)

4. ○ 都市計画法第32条の規定による宅地開発事業に伴う事前

協議

○ 三重県宅地開発事業の基準に関する条例に基づく事前協議

Ⅲ 普及と公開

1. 調査結果の公開

発掘調査の結果は、それぞれ報告書にまとめられ、公開されている。

報告書一覧

刊行者	書名	備考
三重県教育委員会	七和2号窯址発掘調査報告	桑名市、平安
"	古里遺跡発掘調査報告—A地区、B地区—	明和町、弥生～室町
"	古里遺跡発掘調査報告—C地区—	" "
"	南勢バイパス埋蔵文化財調査報告	伊勢市、御蘭村 弥生～室町5
"	近畿自動車道伊勢線埋蔵文化財調査報告	芸濃町、津市、弥生
"	昭和47年度県営圃場整備事業地区 埋蔵文化財調査報告	四日市市
"	1. 御館野遺跡	"
"	2. 落河原遺跡	"
"	3. 土師南遺跡	鈴鹿市
"	4. 亀井遺跡	津市
"	5. 清水遺跡	"
"	6. 上ノ庄遺跡	三雲村
"	7. 小村遺跡	嬉野町
"	8. 中楽山遺跡	伊勢市
"	9. 山ノ川遺跡	上野市
"	10. 彼岸台遺跡	"
四日市市教育委員会	四日市市遺跡地図	1:5万
"	永井遺跡発掘調査報告	弥生前期～室町
津市教育委員会	野田、大ヶ瀬埋蔵文化財発掘調査報告	弥生後期
"	新畠遺跡発掘調査報告	古墳前期
本宮遺跡発掘調査会	本宮遺跡試掘調査報告	久居市、
多気町教育委員会	長迫間遺跡、女山4号墳発掘調査報告	古墳後期
明和町教育委員会	神前山古墳発掘調査報告	古墳後期
上広遺跡調査会	上広遺跡試掘調査報告	勢和村、
大山田村教育委員会	辻堂古墳発掘調査報告	古墳後期

2. 遺跡地図・遺跡台帳・遺跡標柱

遺跡の周知徹底方法として、遺跡地図の配布、遺跡標柱の設置などがある。地図としては三重県教育委員会の各種の地図、および四日市、津、松阪、上野の4市の作成のものがあり、それぞれ開発関係機関に送付されている。しかし、遺跡としては地図記載のものが全てではなく、未確認のものが多い現状から、一つの目安として活用されるものである。

遺跡台帳は、確認された遺跡一件毎につくられ県教育委員会文化課にそなえつけられているが、大半の市町村では未作成となっていて、その整備が急務となっている。

遺跡標柱としては、国、県、市、町、村の指定史跡の場合は設置されている。しかし一般埋蔵文化財包蔵地には設置されていない。鈴鹿市においては、数年前からその設置がすすめられ、かなりの効果が上っている。

3. 遺跡地図説明会

北勢地域遺跡地図説明会として、北勢教育事務所が主催した。この地域は、昭和44年度に「三重用水農業水利事業地域遺跡分布調査－三滝川以北」、昭

各種 遺跡 地図 一 覧

刊行者(昭和年)		地図名	縮尺	備考
文化財保護委員会	40	全国遺跡地図(三重県)	1:7.5万	県下全域
三重県教育委員会	45	三重県遺跡地図－1969年版－	1:5万	"
"	45	三重用水農業水利事業地域遺跡地図	1:2.5万	員弁、桑名、三重、四日市北半
"	47	北勢南部開発地域遺跡地図	1:5万	四日市、鈴鹿郡・市、龜山市
"	46	中南勢開発地域遺跡地図	1:5万	安芸郡・津市・久居市・一志郡・松阪市 飯南郡・多気郡・度会郡・伊勢市
"	44	鳥羽・志摩遺跡地図	1:5万	鳥羽市、志摩郡
"	47	東紀州開発地域遺跡地図	1:5万	熊野灘沿岸各市町村
"	45	青蓮寺開拓建設事業地域遺跡地図	1:5万	島ヶ原、上野市、名張市
"	46	伊賀東部開発地域遺跡地図	1:5万	上野市、阿山郡、名賀郡
四日市教育委員会	47	四日市々遺跡地図	1:5万	全市内
津市教育委員会	45	津市遺跡地図	1:2.5万	"
松阪市教育委員会	46	松阪市遺跡地図	1:3万	"
上野市教育委員会	46	上野市遺跡地図	1:5万	"

和46年度に「北勢南部開発事業地域遺跡分布調査－三滝川以南－」を行ない、それぞれ遺跡地図を作成している。

説明会は、(1)北勢地域の埋蔵文化財の概況、(2)遺跡地図の見方、(3)埋蔵文化財の保護について、説明し、文化財保護の理解と協力をもとめた。参加者は、市町村開発企画担当者、同文化財担当者、管内県出先機関関係者等である。

4. 郷土の埋蔵文化財と飛鳥写真展

昭和47年6月16日～21日、四日市近鉄百貨店において、同店の協賛により、三重県教育委員会と朝日新聞社が共催した。鈴鹿市・上箕田遺跡、津市竹川遺跡、三雲村・中ノ庄遺跡、大山田村・辻堂古墳など、最近の県営圃場整備事業とともに緊急発掘調査による出土品を中心に、早くから著名な津市の野田銅鉄、鈴鹿市千代崎出土の家型埴輪、上野市・石山古墳の石製模造品各種、鳥羽市神島・海獣葡萄鏡一括、名張市・夏見廃寺の甕仏等、弥生時代から奈良時代の歴史を秘めた埋蔵文化財を展示了。

また、奈良県明日香村・高松塚古墳については、壁画写真と飛鳥の風物写真が展示され、地元、四日市市教育委員会等により、その発掘調査と壁画等について講演会（講師 檻原考古学研究所・網干善教氏）も催された。

5. 遺跡の保存

事前協議により、開発計画地から除外あるいは県営圃場整備事業の場合のように工法変更により現状保存されるものと、団地内の公園緑地として活用されながら、保存される場合がある。

保 存 遺 跡 一 覧

遺 跡 名	所 在 地	事 業 者	保 存 方 法
八 野 1 号 墳	鈴鹿市八野町	日本淨化工業・団地	緑 地
" 4 号 墳	"	"	"
" 5 号 墳	"	"	"
山 敷 京 地 古 墳	安濃村妙法寺	村営宅地造成	緑 地
古 墳	一志町小山	日熊興業・団地	現状保存
向 ノ 山 1 号 墳	松阪市八重田町	高橋不動産・団地	緑 地
石 神 1 号 墳	"	"	"
越 1 号 墳	"	"	"
弁 天 山 1 号 墳	"	"	"
" 2 号 墳	"	"	"
" 3 号 墳	"	"	"
" 4 号 墳	"	"	"
" 5 号 墳	"	"	"
藤 ノ 木 1 号 墳	"	"	"
明 星 1 号 墳	明和町明星	五十鈴商事・団地	緑 地
" 2 号 墳	"	"	"
" 3 号 墳	"	"	"
" 4 号 墳	"	"	"
" 11 号 墳	"	"	"
鉄 砲 塚 5 号 墳	玉城町宮古	個 人	現状保存
" 6 号 墳	"	"	"
" 7 号 墳	"	"	"

6. 技 術 者 養 成

埋蔵文化財調査の技術習得のため、かなり経験をもった小、中、高校教職員を派遣している。7~8月の夏期休業期間に、下記の調査研究機関において、発掘技法、遺構遺物の実測技術等、現場実習を主として研修している。

片岡雅章（県立四日市南高校） 宮城県立多賀城跡調査研究所

山下雅春（阿児町立志島小学校） 同 上

付 編



付 I 現状変更問題遺跡一覧

1. 発掘調査実施遺跡

遺跡名	所在地	原因	調査主体	経費負担
七和2号窯址	桑名市大字五反田	日本住宅公団・大山田団地	県教委	公 団
永井遺跡	四日市市尾平町	地元区画整理	市教委	国, 県, 市費
落河原遺跡	" 西坂部町	県営圃場整備事業	県教委	県農林部
御館野遺跡	" "	"	"	"
山奥遺跡	" 富田鷦町	四日市港管理組合, ベトコンベキ-用地	市教委	組 合
土師南遺跡	鈴鹿市土師町	県営圃場整備事業	県教委	県農林部
八野2号墳	" 八野町	日本浄化工業・団地	市教委	会 社
" 3号墳	" "	"	"	"
茶臼山古墳	亀山市井田川町	県住宅供給公社	県教委	公 社
城山古墳	" 川合町	"	"	"
つりがね山古墳	" "	土取り	市教委	市
新畠遺跡	津市片田井戸町	県住宅供給公社	調査団	公 社
堂山古墳	安濃村清水	中央毛織KK・団地	村教委	会 社
龜井遺跡	津市河辺	県営圃場整備事業	県教委	県農林部
清水西遺跡	安濃村清水	"	"	"
上ノ庄遺跡	三雲村上ノ庄	"	"	"
小村遺跡	嬉野町小村	"	"	"
山口遺跡	芸濃町椋本	日本道路公団・近畿自動車道伊勢線	"	公 団
大ヶ瀬弥生墳墓	津市野田	"	"	"
平栄遺跡	" "	"	"	"
本宮遺跡	久居市野村町	国道165号線改良工事	調査会	県土本部
長迫間遺跡	多気町東池上	大阪変圧器KK・工場	町教委	会 社
女山4号墳	"	"	"	"
上広遺跡	勢和村片野	県道片野飯高線	調査会	県土木部
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産団地	県教委	国, 県費
神前山1号墳	" 岩内	土取り(大西砂利)	町教委	国, 県町, 業者
発シA遺跡	" 有弥中	町保育園	"	町 費
田村2号墳	松阪市田村	土取り(大輝商事)	市教委	業 者
向ノ山3号墳	松阪市伊勢寺町八重田	高橋不動産KK・団地	"	会 社
" 4号墳	"	"	"	"
下村遺跡	松阪市下村町	丸八不動産KK・団地	"	"

下新田北遺跡	松阪市豊原町	青木木材KK・団地	市教委	会社
中楽山遺跡	伊勢市上地	県営圃場整備事業	県教委	県農林部
高向遺跡	御薗村高向	建設省・南勢バイパス	"	建設省
贊遺跡	鳥羽市安楽島町	中日本観光KK	市教委	会社
辻堂古墳	大山村中村	県営圃場整備事業	県教委	国,県,村費
山ノ川遺跡	上野市上ノ庄	"	"	県農林部
彼岸台遺跡	" 猪田	"	市教委	"
奥城寺遺跡	" 比土	浅沼興産・団地	"	会社
" 1号墳	"	"	"	"
" 2号墳	"	"	"	"
上丸川1号墳	阿山町円徳院	日本開発KK・団地	町教委	"
2号墳	"	"	"	"

2. 調査なく破壊された遺跡

遺跡名	所在地	原因	備考
埋縄城址	朝日町埋縄	東海起業・土取り	一部削平
四十九古墳	津市半田	鈴木建材・ "	
向ノ山2号墳	松阪市八重田町	高橋不動産KK・団地	残存部発掘調査
大谷口古墳	"	"	"
坊主山A館址	玉城町蚊野	防衛庁明野航空学校・ヘリポート	警告, てん末書受理
" B館址	"	"	"
鉄砲塚1号墳	" 宮古	個人盗掘	行政罰
" 2号墳	"	"	"
" 3号墳	"	"	"
" 4号墳	"	"	"
発シA遺跡	明和町有弥中	町立保育園	試掘調査あり
荒巻遺跡	多気町荒巻	建設省・護岸工事	

3. 協議継続中

遺跡名	所在地	原因者	概要
中垣内遺跡	北勢町奥村	水資源開発公団・三重用水	協議中
山城遺跡	大安町石榑南	"	"
経塚古墳	" 石榑下	県農林水産部・北勢広域農道	"
経塚中世墓群	"	"	"

新野遺跡	東員町中上	日東タイヤKK工場厚生施設	協議中
西方瓦窯址	桑名市西方	個人宅地化	"
北別所中世墓	" 北別所	地元区画整理	遺物採取, 削平
留山古墳	四日市市西村町	県住宅供給公社・保々団地	協議中
丸岡遺跡	"	"	"
広A1号墳	" 大鐘町	三岐開発・団地計画	"
2号墳	"	"	"
3号墳	"	"	"
北山遺跡	"	明和興産KK・植木園造成	"
八幡塚古墳	" 小古曾町	土取り	"
伊勢国分寺跡	鈴鹿市国分町	個人・開田	警告
岸岡山遺跡	"	三菱油化・社宅地造成	協議中
岸岡城址	"	"	"
岸岡4号墳	"	"	"
" 5号墳	"	"	"
" 6号墳	"	"	"
追谷遺跡	" 郡上町	三交不動産・団地	"
長者塚古墳	"	"	"
古墳	"	"	"
古墳	"	"	"
古墳時代遺跡群	"	"	"
敷地古墳	亀山市小野町	太平洋建設・団地	公園緑地で保存予定
淨蓮坊址	芸濃町楠原	名阪観光KK・ゴルフ場	協議中
古墳1号墳	安濃村	熊谷組・団地	"
2号墳	"	"	"
3号墳	"	"	"
4号墳	"	"	"
5号墳	"	"	"
6号墳	"	"	"
7号墳	"	"	"
8号墳	"	"	"
10号墳	"	"	"
11号墳	"	"	"
12号墳	"	"	"
13号墳	"	"	"
堂山1号墳	" 清水	中央毛織KK・団地	"

堂山 2 号 墳	安濃村清水	中央毛織KK・団地	協議中
日余古墳	" 日余	日本道路公団・土取地	"
大久戸古墳		" · 近畿自動車道	"
平田 A 1 号 墳	" 妙法寺	日本電建KK・団地	"
2号墳	"	"	"
3号墳	"	"	"
4号墳	"	"	"
5号墳	"	"	"
七曲 1 号 墳	津市豊里町高野尾	大和ハウス工業KK・団地	公園緑地で保存予定
" 2 号 墳	"	"	"
谷口 1 号 墳	"	"	"
" 2 号 墳	"	"	"
" 3 号 墳	"	"	"
道慶古墳	"	"	"
北山 1 号 墳	"	"	"
" 2 号 墳	"	"	"
北島遺跡	"	"	"
君ヶ国古墳	津市長岡	三交不動産・団地	協議中
長岡 1 号 墳	"	"	"
" 2 号 墳	"	"	"
" 3 号 墳	"	"	"
" 4 号 墳	"	"	"
上津部田館址	" 一身田町	"	"
高松 1 号 墳	" 半田	亀山製糸KK・団地	"
" 5 号 墳	"	"	"
高松 c 遺跡	"	"	"
納所遺跡	" 納所	県土木部・バイパス	"
筒野 3 号 墳	嬉野町天花寺	日建産業	協議中, 埋蔵文化財集中集区であることを通告
" 4 号 墳	"	"	"
" 5 号 墳	"	"	"
" 6 号 墳	"	"	"
" 7 号 墳	"	"	"
" 8 号 墳	"	"	"
" 9 号 墳	"	"	"
天花寺古窯址	"	"	"
天花寺城址	"	"	"

天花寺南砦跡	嬉野町天花寺	日建産業	協議中,埋蔵文化財集中集区であることを通告
小谷古墳群 (全15)	"	"	"
小谷A遺跡	"	"	"
小谷B遺跡	"	"	"
赤坂A古墳群 (全35)	"	"	"
赤坂B古墳群 (全2)	"	"	"
天保遺跡	"	"	"
焼野遺跡	"	"	"
久保1号墳	松阪市久保町	三重交通KK・団地	"
久保草山遺跡	"	"	"
南嶋遺跡	"	"	"
鳥追古墳群	" 下蛸路町	三交不動産KK・団地	"
下蛸路古墳群	"	"	"
立野11号墳	" 立野	中部台スポーツ公園	「工事」発掘届提出に対し、文化庁から現状保存が要請される。
12	"	"	"
13	"	"	"
14	"	"	"
15	"	"	"
16	"	"	"
17	"	"	"
18	"	"	"
19	"	"	"
20	"	"	"
21	"	"	"
22	"	"	"
垣鼻4号墳	" 垣鼻町	県土木部・河川改修	協議中
古里遺跡	明和町竹川	三交不動産KK・団地	調査,協議中
斎王宮跡	" 斎宮	宅地化	調査計画中
明星5号墳	" 明星	五十鈴商事・団地	発掘調査予定
" 6号墳	"	"	"
" 7号墳	"	"	"
" 8号墳	"	"	"
" 9号墳	"	"	"
水池遺跡	"	KK北岡組・宅地造成	協議中
斎宮池8号墳	" 池村	伊勢高原・別荘分譲	協議中,汚水処理にも問題あり
" 9号墳	"	"	"

斎宮池 10号墳	松阪市池村	伊勢高原・別荘分譲	"
" 11号墳	"	"	"
" 12号墳	"	"	"
" 13号墳	"	"	"
" 14号墳	"	"	"
" 15号墳	"	"	"
" 16号墳	"	"	"
川尻遺跡	" 川尻	県営圃場整備事業	協議中
河田 18号墳	多気町河田	田中建材・土取り	発掘調査予定
" 19号墳	"	"	"
大國庄	"	県営圃場整備事業	協議中
川合庄	"	"	"
鉄砲塚 1号墳	玉城町宮古	個人	発掘調査予定
" 2号墳	"	"	"
" 3号墳	"	"	"
" 4号墳	"	"	"
矢塚 3号墳	"	広瀬精工KK・工場	協議中
" 4号墳	"	"	"
" 5号墳	"	"	"
" 6号墳	"	"	"
" 8号墳	"	"	"
" 9号墳	"	"	"
" 11号墳	"	"	"
" 12号墳	"	"	"
" 13号墳	"	"	"
" 15号墳	"	"	"
" 16号墳	"	"	"
" 17号墳	"	"	"
" 18号墳	"	"	"
" 19号墳	"	"	"
" 20号墳	"	"	"
" 21号墳	"	"	"
" 22号墳	"	"	"
" 23号墳	"	"	"
久米山古墳群 (全39)	上野市守田	県住宅供給公社・団地	"
清水遺跡	" 上ノ庄	建設省・木津川改修	"

石山古墳他	上野市在良他	上野市・南部ニュータウン	協議中
波敷野古墳群	阿山町波敷野	日本開発KK・市内業者採石	"
毘沙門塚古墳	名張市新田	京阪建設・団地	緑地公園予定
女郎塚古墳	"	"	除外
馬塚古墳	"	個人・マンション	"

4. 各会事前協議

建築許可等に関する幹事会・協議

事業名	事業場所	事業面積	備考
オートキャンプ場	菰野町千草・西江野	3,997.0m ²	
個人・店舗	四日市市安島町	237.77	
農協・施設	鳥羽市鳥羽3丁目	701.25	
豊国工業KK・工場	上野市小田町	82,850.58	
東邦石油・施設	尾鷲市矢浜	208,671.0	
御商業団地	上野市四十九町	33,775.0	
白馬観光・モビレージ	大王町波切	44,776.0	
ボーリング場	久居市	5,160.92	
県開発公社・福祉施設用地造成	久居市稻場町	128,713.0	
理研ビニール工業KK・工場	亀山市阿野田町, 管内町	36,791.0	
近鉄KK・団地	名張市中村	380,000.0	
上野市・内陸工業団地	上野市小田	188,531.0	
明和興産・ゴルフ場	芸濃町楠原	2,949,104.00	中世寺院址1.
大可工業KK・工場	上野市大野木法花	48,196.00	
個人・事務所	伊勢市宮後町	86.42	
個人・店舗	紀伊長島町	1,169.29	
東洋鋳鉄KK・工場	四日市市伊倉	1,551.47	
大末建設KK・ゴルフ場他	島ヶ原村	1,075,444.0	
KK北村組・団地	豊里村川北	87,700.0	城跡1.
四日市倉庫KK・ゴルフ場	鈴鹿市西庄内町他	865,879.0	
小林住宅KK・団地	名張市赤目町	154,112.0	
敷島カンバスKK・工場	亀山市田村町	105,414.0	
中央毛織KK・団地	安濃村清水	79,646.3	古墳2.
個人・貸事務所他	津市大字津	301.39	
大和団地・団地	東員町	1,058,752.0	
KK百又・ゴルフ場	白山町川口, 一志町波瀬	1,352,082.0	

池田組土地開発 KK・団地	久居市稻葉町	8 6,9 5 8.0	
中 日 開 発 KK・団 地	嬉野町	2 8,7 9 4.7 0	
三 交 不 動 产 KK・団 地	二見町溝口 他	6 3 9,7 2 1.0	
県 住 宅 供 給 公 社・団 地	明和町, 玉城町, 小俣町	1,9 7 0,2 9 7.0	古墳 8.
水 資 源 開 発 公 団・施 設	長島町	5 8,0 0 0.0	
山 田 興 産 KK・団 地	伊賀町柘植	1 0 7,6 4 7.0	
昭 和 開 発 KK・団 地	鈴鹿市国府町	1 8 5,1 7 2.0	
近 鉄 KK・線 路 用 地 他	白山町	4 0 8,3 8 4.0	
県 住 宅 供 給 公 社・団 地	四日市市西村町	4 6 3,5 4 6.0	古墳 1. 遺跡 1.
大 和 ハ ウ ス 工 業 KK・団 地	豊里村, 亀山市中庄町	1,2 4 1,6 8 7.3	古墳 6.
個 人・料 理 旅 館	木曾岬村	1,3 0 0.0	
日本瓦斯工業 KK・工場	上野市西明寺字東野	1 0,4 9 4.0	
白川不動産KK・ゴルフ場	亀山市小川町 他	1,3 5 9,3 6 7.0	
農 協・施 設	松阪市豊原町	3 9,6 0 0.0	
大 和 ハ ウ ス 工 業 KK・団 地	豊里村	1,2 4 1,6 8 7.3 7	古墳 6.
県 共 濟 農 協 連・保 養 施 設	南島町塩釜浦	5 2 5,2 7 1.0	
KK 熊 谷 組・団 地	安濃村, 豊里村	1,3 1 5,1 0 6.0	古墳 12.
伊 势 不 動 产・団 地	伊勢市船江	3 2,4 9 4.0	
県農業開発公社・工場用 地 造 成	伊賀町	2 0 1,6 0 1.1 2	
県農業開発公社・工場用 地 造 成	三雲村	2 4,9 1 7.0	
鈴鹿ハウジングKK・工場	関町木崎	2 3,5 2 6.0	
KK 番 正・分譲別荘地 造 成	南勢町下津浦字ウシロ湯谷	3 3,0 0 0.0	
昭和ランドKK・"	"宿浦字カマサキ 67	5 4,1 7 4.0	
旭地所KK・"	"神津佐字桧木崎 他	1 6,8 7 5.0	
KK 中 進・"	志摩町越賀字大差地 1130の3	9,2 2 3.0	
KK 三共商事・"	阿児町神明字中田 969-2 他	3 0,0 0 0.0	
近 鉄 KK・"	"字寺川原 850	1 5 5,5 0 0.0	
KK 山 善・"	南勢町宿浦字ワ, ヲ, タキガマ, カトウラ	1 1 3,5 6 6.0	
紀南開発KK・"	志摩町片田字磯の岡 40-1 他	4,5 0 0.0	
東洋エスティート・"	浜島町迫子字宝地・守畠林山	3 6,2 6 8.0	
KK 三共商事・"	南勢町神津佐字走り下り 他	1 5,6 9 9.0	
KK 東 建・"	"木谷字南河内 438	2 2 0,0 0 0.0	
不 動 建 設 KK, 大 登 興 産 KK・"	"迫間浦	1,3 4 2,5 3 5.0	
KK 扶 桑・"	" "	3 2 5,1 4 1.0	
KK 大 蔵 屋・"	青山町諸木字折戸 他	1 5,0 0 0.0	
KK メ ー ド ラ ン ド・" 他	美杉村八知, 白山町福田山, 青山町霧生	3,7 2 5,0 0 0.0	

鳥羽ロイヤルホテル・ホテル	鳥羽市安楽島町字高山 1075	5,456.59	
一酒穂産業KK・ホテル他	大王町船越字野玉 270	4,628.452	
美しま・ホテル	鳥羽市坂手町	1,086,126.0	
雇用促進事業団・共同住宅	" 安楽島町村山 2090の2	3,716.50	
個人・旅館増築	"	320.25	
志摩開発公社・宿舎	" 堅子町大田 206	8,610.0	
名古屋トヨベット健保組合・保養所	浜島町南張字オバベタ山	6,513.0	
個人・旅館	磯部町渡鹿野 "	3,299.0	
簡保郵便年金福祉事業団・宿舎増築	鳥羽市安楽島町ウツボ谷 1200-7	2,667.655	
個人・旅館	浜島町塩屋字釜ヶ谷	1,190.0	
"	磯部町渡鹿野字日和山	1,551.59	
"	浜島町浜島字貝ノ脇	11,584.3	
個人・ホテル	阿児町神明	6,113.0	
松阪屋吸霞園・ホテル	二見町江 537	1,051.70	
岩戸館・旅館	" 566-9	1,142.50	
日本生命保険相互会社・営業所	鳥羽市鳥羽1の380の34	432.49	
泰和商事KK・特殊公衆浴場	津市大門町	180.92	
中日スタジアムKK・団地	松阪市山室町、蛸路町	347,949.0	
箕面觀光開発KK・マリーナ	南勢町設越字長瀬 3116	5,541.0	
個人・貸別荘	阿児町神明字前方	885.0	
八千代産業KK・保養所	" 志島字市後 1247-2	4,109.0	
個人・旅館	" 安乗守小山	1,211.32	
日本特殊陶業健保組合・保養所	南勢町船越字加賀	6,893.16	
御木本真珠島・展示場	鳥羽市鳥羽1丁目7-1	24,225.00	
KK 浅沼組・共同住宅	" 安楽島町字高山 1075-89	2,913.55	
KK 東建・ロッジ	南勢町木石字トバノウラ 584-1	5,067.10	
KK伊豆別荘土地・別荘分譲地	" 下津浦字ユト谷 801	18,448.26	
個人・寮	伊勢市楠部町字奥	635.76	
個人・別荘分譲地	鳥羽市浦村町百見	20,874.40	
日綿実業KK・マンション	浜島町迫子字畔杯 864-28	8,593.57	
個人・民宿	阿児町安乗	423.28	
大洋工業・生コンプレント	鳥羽市相差町字堤 2000-1	3,285.0	
三重交通KK・旅館増築	" 安楽島町安久志 1084	4,651.90	
小菅殖産・旅館増築	菰野町菰野 8541-6	2,895.88	
鳥居道山財産組合・熊牧場	" 千種字猿ヶ原	8,250.0	
近畿産業開発KK・宅地造成他	伊賀町柘植字唐川 1065-1	21,850.3	

個人・食堂	菰野町菰野字青滝南	734.5	
個人・旅館	" 田光	777.0	
河鹿荘・旅館	" 菰野 8559	2,067.37	

都市計画法第32条・事前協議

事業名	事業場所	事業面積	備考
高橋不動産KK・団地	松阪市八重田町	358,520.0	古墳 13.
中日スタジアムKK・団地	" 山室町	47,790.00	
日東タイヤKK・工場	東員町中上	379,000.0	遺跡 2.
NKプレハブKK・団地	津市一身田町上津部田	144,600.0	

三重県宅地開発事業の基準に関する条例・事前協議

事業名	事業場所	事業面積	備考
中央毛織KK・団地	嬉野町黒田	41,291.7	
宝開発KK・団地	名張市東田原	116,397.0	
太陽住宅KK・団地	島ヶ原村山菅	450,120.0	
大和ハウス工業KK・団地	津市豊里町高野尾	1,115,798.0	古墳 6.
大倉建設KK・団地	伊賀町山畠	862,842.0	

付Ⅱ 各種開発指導要綱等

企 第 70 号

昭和45年4月1日

各 市 長 村 長 殿

三重県副知事 田 川 亮 三

民間企業による用地取得等について（通知）

近時、中部圏の開発機運が高まり、県内の開発もようやくそのテンポが早まりつつありますが、このような時代における地域開発の推進にあたっては、土地の計画的利用を期すことがきわめて重要であることはいうまでもありません。

最近、民間企業等による住宅団地、観光施設等のための土地取得の動きが県内数地域においてみられ、一部では計画内容や公共施設との関連等について、県・市町村との十分な協議を経ないまま土地所有者との交渉を先行させようとする業者もみられる状況となっております。

このような民間企業の用地取得等による地域への影響は、単に公共施設の建設ないし維持管理面で市町村財政を圧迫するおそれがある点だけにとどまりません。

無計画な宅地造成等は道路・用排水・水資源等の秩序を乱し、埋蔵文化財を破壊するといった好ましくない現象を惹起し、また広域的な総合開発にも大きなそごをきたしたりすることが予想され、真に地域住民の福祉の増進とならないのみならず、かえってそれを阻害する懸念があります。

については、民間企業による用地取得等の動きに対しても、次の点に留意のうえ遺憾のないようにしてください。

記

1. 民間企業による用地取得等については、市町村計画のみならず、県の開発計画とも調整がとられている必要があり、かつ都市計画法、農地法、文化財保護法、自然公園法等の開発諸法規による制限等につき十分検討を要するものであるから、事前に県と十分協議すること。

なお、事前に県との協議が整っていなければ事業の円滑な施行ができなくなるおそれが強いので配慮されたいこと。

2. 1の協議は、次の表の区分に応じ、それぞれの窓口課を通じ関係課と協議されたいこと。
(以下省略)

企 第 70 号

昭和45年7月22日

各 市 町 村 長 殿

三重県副知事 田 川 亮 三

住宅団地造成事業に関する指導要綱の設置
等について(通知)

昭和45年4月1日付企第70号で通知した「民間企業による用地取得等について」の第9号の具体的指導事項を次のとおり取りまとめたので参考にされるとともに、行財政の健全な運営に万全を期すようお願いします。

記

1. 指導に当っては県および市町村の開発計画(特に土地利用計画)との齊合性、工業立地との調整ならびに都市の発展方向等を十分考慮し、計画的な都市開発を先導する方向で指導すること。
2. 公共施設の整備、同管理および用地の帰属等については、「旧住宅造成事業に関する法律」に定める住宅地造成事業規制区域における公共施設に対する規制を最低限の目途とすること。
3. 住宅団地の造成は直接的には公共事業の施行等、市町村の行財政に重大な影響をおよぼし、間接的には在来住民との調和が問題点として提起される。したがって、これ等に対処するため事業者負担の原則を確立し、事前に運営管理方式を定め、また、周辺地への影響調整の途を定める等の配慮が必要である。このため「指導要綱」(仮称)等で規定することが望ましい。
なお、この指導は事業者に過大な負担を課するものであってはならないことは勿論、事業のさまたげにならないよう留意すること。
4. 指導要綱について(①~④省略)
(5) 要綱にもるべき内容(⑤~⑨省略)
オ附近地または関連調整および文化財保護等 (以下省略)

企画第 27 号

昭和48年2月13日

各 市 町 村 長 殿

三重県副知事 後 藤 土 男

土地利用対策について（通知）

近時民間資本による投機的な土地の取得、乱開発等により自然環境・生活環境の悪化や地価の高騰などが見られるほか、公共的な事業の実施に際しても土地問題がその円滑な推進を阻害する場合が多く見られる現状にあります。

このような情勢にあって秩序ある土地利用、地価の安定、公有地の確保等を図り、もって県土の均衡ある発展と環境の保全を期するため、土地利用に関する総合的・抜本的対策を推進することが強く要請されております。

このため、国においてはさる1月26日「土地対策要綱」を閣議決定するとともに、国土総合開発法改正等の検討を進めつつある模様でありますが、これが実効を發揮するまでには相当の時日を要するものと見られるので、県においては、さる1月16日に「三重県土地利用対策委員会」を設置し、土地利用の総合調整を強力に推進することになりました。

同委員会の運営に関する基本的な細目決定を現在慎重に検討中でありますので、県の総合的な対策についてはおってご通知申し上げる所存であります。土地問題は一日として放置できない状況にありますので各市町村長におかれでは、よりよい郷土をつくるため貴管内における土地異動および開発の実態について早急に実情をは握されるとともに国・県等の方針にそって適切なる土地利用対策の樹立を検討されるよう切に要望します。

なお、県・市・町・村の相互連係のため貴市町村内における比較的大規模な開発行為（土地売買を含む）の情報をは握された場合には、速かに企画部長あて連絡のうえ十分事前協議を行なわれるようお願いします。

三重県土地利用対策委員会設置要綱

(昭和48年1月16日施行)

第1 設置の目的

土地利用に関する諸問題を総合的に調整することにより、秩序ある土地利用をはかり、県土の均衡ある発展と環境の保全を期するため、三重県土地利用対策委員会（以下「委員会」という。）を設ける。

第2 所掌事項

委員会は、前項の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について検討および調整を行なう。

1. 土地利用計画に関すること。
2. 一定規模以上の土地の取得に関すること。
3. 開発行為に関すること。
4. その他土地利用に関する必要な事項。

第3 組織

1. 委員会は、委員長および委員で組織する。
2. 委員長は副知事、委員は別記1に定める職にある者をもってあてる。
3. 委員会に幹事会を置く。
4. 幹事会は、幹事長および幹事で組織する。
5. 幹事長は企画部次長、幹事は別記2に定める職にある者をもってあてる。

第4 権限

1. 委員会は、第2に掲げる所掌事項について、検討および調整を行なう。ただし、軽易な事項については、幹事会で処理することができるものとし、その結果を委員会に報告する。
2. 幹事会は、委員会に付議すべき事項について調査および検討を行なう。

第5 会議

1. 委員会および幹事会は、それぞれ委員長および幹事長が招集し、会議を主宰する。
2. 委員長および幹事長に事故あるときは、それぞれあらかじめ指名する委員および幹事が会議を主宰する。
3. 幹事会は、議案に応じて、関係幹事が出席するものとする。
4. 委員長および幹事長は、必要に応じて、委員および幹事以外の関係者を

会議に出席させることができる。

第6 庶務

委員会の庶務は、企画部企画課において処理する。

第7 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和48年1月16日から施行する。

別記 1

三重県土地利用対策委員会委員

総務部長	企画部長	福祉生活部長	保健衛生部長	環境部長
商工労働部長	農林水産部長	土木部長	企業庁長	教育長

別記 2

三重県土地利用対策委員会幹事

総務部	財政課長	管財課長	地方課長	消防防災課長
企画部	企画部長	中南勢開発調査課長	開発課長	水資源課長
福祉生活部		社会課長		
保健衛生部	医務課長	薬事環境衛生課長		
環境部	環境調整課長	環境保全課長		
商工労働部	商工課長	観光課長		
農林水産部	農政課長	農業構造改善課長	蚕糸園芸課長	畜産課長
	耕地課長	林政課長	林業課長	漁政課長
土木部	監理課長	用地対策課長	道路建設課長	道路維持課長
	河川課長	港湾課長	砂防課長	建築課長
企業庁	総務課長	電気課長	土木課長	工業用水道課長
	水道課長			
教育委員会	総務課長	文化課長		

ゴルフ場等の開発事業に関する指導要綱

(昭和48年4月1日施行)

第1 目的

この要綱は、三重県下における開発の秩序ある進展を確保するため、ゴルフ場等の開発事業の施行に関し、法令および条例に別段の定めがあるもののほか、必要な事項を定めることにより、その適正な施行をはかり、もって開発区域およびその周辺地域における災害の防止と環境の保全に資することを目的とする。

第2 定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に掲げるとところによる。

- (1) 開発事業 ゴルフ場、遊園地、レジャー施設、レクリエーション施設、観光施設、その他これらに類する施設の用に供する目的で行なう一団の土地について行なう土地の区画形質の変更に関する事業をいう。
- (2) 開発区域 開発事業を施行する土地の区域をいう。
- (3) 公共施設 道路、公園、上水道、下水道、消防の用に供する貯水施設、広場、緑地、河川、水路その他公共の用に供する施設をいう。
- (4) 事業者 開発事業の施行主体をいう。
- (5) 工事施工者 開発事業に係る工事(以下「工事」という。)の請負人または請負契約によらないで自ら工事を施工する者をいう。

第3 適用事業

- 1. この要綱は、5ヘクタール以上の一団の土地に係る開発事業に適用する。ただし、知事が必要と認めるときは、その開発区域の面積が5ヘクタール未満の開発事業であっても、この要綱を適用する。
- 2. 前項の規定にかかわらず、次に掲げる開発事業については、この要綱を適用しないものとする。
 - (1) 国が施行する開発事業および地方公共団体が当該地方公共団体の区域内で施行する開発事業
 - (2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)、三重県宅地開発事業の基準に関する条例(昭和47年三重県条例第41号)およびレクリエーション都市整備要綱(昭和

45年12月10日建設省決定)が適用される開発事業

第4 事業者の責務

1. 事業者は、県および開発区域の所存する市町村の土地利用に関する計画または構想および公共施設の整備に関する計画に適合する開発事業の計画を策定するよう努めるものとする。
2. 事業者は、開発事業の計画の策定およびその実施にあたっては、地域住民の意見を尊重し、その理解と協力が得られるよう努めるものとする。

第5 事業計画の策定基準

開発事業の計画は、次の各号に掲げるところにしたがって策定するものとする。

- (1) 良好な自然環境を有する地域、災害防止のため保全すべき地域等次に掲げる地域が、原則として、開発区域に含まれないこと。
 - ア 自然公園の特別地域
 - イ 自然保護地区
 - ウ 農用地区域等の優良農地
 - エ 災害防止のため保全すべき区域
 - オ 野生動物等の要保護区域
 - カ 保安林および保安林予定森林の区域ならびに森林の造成・維持に係る保安施設地区
 - キ 文化財保護のため保全を必要とする地域 (※)
 - ク その他知事が必要と認める区域
- (2) 開発区域の大部分が農地以外の土地であること。
- (3) 良好な樹林地は極力保存する等、自然環境の改変を最少限にとどめるとともに、植生の回復等にも努めること。
- (4) 開発区域内に緑地・樹林地の設置をはかり、保健保安林等としてその保護に努めること。
- (5) がけくずれ、土砂の流出、地すべり、出水等の災害の防止をはかること。
- (6) 治山・治水および水源かん養に支障を及ぼさないこと。
- (7) 文化財等の保存について適切な措置を講じること
- (8) 公共施設が整備されること。
- (9) 水質汚濁の防止について適切な措置を講じること。
- (10) 農林漁業との調和をはかること。

(11) 地域住民の生活環境に支障を及ぼさないこと。

第6 関連公共施設の整備

開発事業の施行に伴い必要な公共施設（当該開発区域外の公共施設を含む。）は、原則として、事業者が自らの負担において整備するものとする。

第7 事前協議

1. 開発事業を行なおうとする者は、その用地取得（所有権または土地に関する権利の移転もしくは設定をいう。）について関係者と交渉を開始する前に、開発事業の計画について知事と協議するものとする。
2. 前項の協議をしようとする者は、あらかじめ、開発区域の所在する市町村の長および関係市町村の長と協議するものとする。
3. 知事は、第1項の協議があった場合、必要と認めるときは、事業計画に關係ある公共施設の管理者または管理者となるべき者およびその他の関係者とあらかじめ協議するよう事業者に指示するものとする。

第8～第13（以下省略）

（※ 註）

3. 事業計画の策定基準について

(1) キ「文化財保護のため保全を必要とする区域」

とは、文化財保護法（昭和25年法律第214号）および三重県文化財保護条例（昭和32年三重県条例第72号），各市町村教育委員会文化財保護条例の規定に基づき指定された史跡、名勝又は天然記念物の所在する区域、ならびに埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている区域をいうものであること。

建築許可等に関する連絡委員会設置要綱

第1 連絡委員会設置の目的

この連絡委員会は、建築に関して各部局間の意見調整を行なうことによって知事権限等にかかる許認可行政の統一を図るとともに、申請者の利便の増進を図ることを目的として設置する。

第2 協議事項

連絡委員会は次の各項に掲げる事項を協議する。

- (1) 建築に関する許認可の方針、その他建築に関する意見の調整に関する事

項

- (2) 建築に関する許認可についての法令違反の措置に関する事項
- (3) その他特に連絡委員会が必要と認めた事項

第3 組織

- (1) 連絡委員会として、本庁に委員会及び幹事会を各土木事務所に書記会を設ける。
- (2) 委員、幹事及び書記は別表のとおりとする。

別 表

委員	幹 事	書 記	委員	幹 事	書 記	
総務部長	消防 防災課長	県事務所長	農林	農業構造改善課長	農業事務所長	
		地方県民室長		農政課長	改良普及所長 農業事務所長	
		消防署長		耕地課長	耕地事務所長	
福祉	社会課長	福祉事務所長	水産部長	畜産課長	家畜保健衛生所長	
生活部長	青少年課長	(市福祉事務所長)		林政課長	林業事務所長	
保健	医務課長	保健所長		総務課長	教育事務所長	
	薬事環境衛生課長			文化課長		
	食品衛生課長			社会教育課長		
	保健予防課長			体育保健課長		
環境部長	環境調整課長	県事務所長	警察	防犯少年課長	警察署長	
	大気騒音課長	地方県民室長	本部長	交通企画課長		
	水質課長	(市町村長)	土木部長	道路建設課長	土木事務所長	
	環境保全課長			道路維持課長		
商工	商工課長	県事務所長		河川課長	都市計画	
労働部長	観光課長	地方県民室長		港湾課長		
企画部長	企画課長			砂防課長	復興事務所長	
				計画課長		
				建築課長		

- (3) (2)の規定にかかわらず事案により必要と認める場合は、これに加えることができる。
- (4) 委員長は副知事を当てる。
- (5) 幹事長は建築課長を当てる。
- (6) 書記長は各土木事務所を当てる。

第4 会議

- (1) 委員会は委員長が必要と認める場合に開催する。
- (2) 幹事会は原則として毎月1日午前に開催する。当日が休日の場合は翌日開催する。
- (3) 書記会は原則として毎週月曜午前に開催する。当日が休日の場合は翌日開催する。
- (4) 地方駐在参事は隨時書記会に出席して、意見を述べることができる。

第5 事務内容

- (1) 書記会は知事権限等にかかる建築に関する許認可等の取扱方針について協議し、必要に応じ意見を付して幹事長に報告する。
- (2) 幹事会は、書記会からの報告に基づき取扱方針について協議し、必要に応じ意見を付して委員長に報告する。
- (3) 委員会は幹事会からの報告に基づき取扱方針について決定する。
- (4) 委員長は書記会、幹事会で意見の一致した事項については専決することができる。

第6 許認可処分の方針

各部局における建築等に関する許認可は委員会の取扱方針に基づき処理する。

第7 事務局

- (1) 委員会及び幹事会の事務局は土木部建築課に置く。
- (2) 書記会の事務局は土木事務所に置く。

第8 施行期日

この要綱は昭和47年10月1日から施行する。

開 第 179 号

昭和46年3月9日

各 県 事 務 所 長 殿
各 農 業 事 務 所 長

三重県農林水産部長

農地転用に伴う文化財の保護について

農地転用等（砂利採取を含む）の許可処分に当っては当該許可申請区域内において表示されている文化財（「三重県遺跡地図」参考、以下「地図表示」という。）がある場合および地図表示がなく転用事業の工事中に発見されたものの場合の取扱いについては、従前から留意のうえ取扱ってきたところであるが、その取扱いについて次のとおり措置することとしたので、関係市町村農業委員会を指導するとともに、許可処分に当って十分留意のうえ処理されたい。

記

1. 許可申請時において地図表示等により確認されているものについては転用許可申請者と教育委員会と協議をしたことを証する書類を添付することとする。
2. 現地調査等により確認された場合は、転用当事者が教育委員会と協議を行なうよう指導する。
3. 転用許可後に工事施行中に発見された場合は発見時点において転用当時は教育委員会とその扱いについて協議を了した後施行するよう指導する。

埋蔵文化財パトロール事業委託契約書

事業委託者 津市教育長 永井兼一（以下甲という）と受託者 津市文化財を守る会代表 服部貞蔵（以下乙という）とは埋蔵文化財パトロールについて、つぎのとおり事業委託契約を締結する。

第 1 条 「甲」「乙」両者は信義を重んじ、誠実に本契約を履行しなければならない。

第 2 条 委託事業はつぎのとおりとする。

津市内埋蔵文化財パトロール

第3条 「乙」は次の条件により埋蔵文化財パトロールをおこなう。

1. パトロールの回数は年間6回とし、実施時期は別表のとおりとする。
2. パトロールは毎回全市にわたりおこなうものとするも、特に市街地近郊地域に重点をおくものとする。
3. 每回パトロールの実施報告をパトロール従事者氏名とともに、従事者別に別紙様式により報告すること。ただし緊急の場合は隨時連絡すること。

第4条 委託期間及び委託料はつきのとおりとする。

委託期間 自 昭和48年4月1日

至 昭和48年3月31日

委託料 年額 円

第5条 本契約に関して疑義のあるときは「甲」「乙」協議のうえ定めること。

この契約を証するため、契約書2通る作成し各々記名押印して各自1通を所持するものとする

昭和48年4月1日

甲 津市教育長 永井兼一

乙 津市文化財守る会 服部貞藏

(別表)

埋蔵文化財パトロール予定表

回数	実施予定月日	摘要
第1回		
2		
3		
4		
5		
6		

埋蔵文化財パトロール実施報告書		
実施年月日	回数	第回
従事員氏名		
パトロール地域		
<u>報告事項</u>		
1枚にて不足の場合は適宜の用紙を続紙として使用すること。		

玉教第602号

昭和47年6月9日

津地方裁判所 伊勢支部長 殿

度会郡玉城町長 谷 口 千代松

文化財保護法第57条第1項違反につき申告

宝探しの目的をもって掘削機を雇い入れ、届出もなく本町所在の古墳が破壊されましたので、文化財保護法第57条第1項違反として申告します。

記

1. 古墳所在地

度会郡玉城町宮古字鉄砲塚

2. 破壊された古墳

遺跡番号		遺跡名	規模
県	町		
5397	140	鉄砲塚古墳群1号墳	円墳 径 9.5m, 高 1 m
5398	141	2号墳	" " 7m, " 0.5m
5399	142	3号墳	" " 7m, " 0.5m
5300	143	4号墳	" " 8m, " 0.6m

3. 破壊状況

破壊されたのは七基中の四基で、1号墳は墳丘中央部を巾1米乃至3米、深さ3米にわたって掘削し、2.3.4号墳は、墳丘のすべてを掘りおこされた。

4. 破壊した年月日と発見月日

破壊した日 昭和47年6月3日

発見した月日 全 6月6日

5. 破壊した文化財保護法違反者

伊勢市 ○ ○ ○ ○

伊勢市 ○ ○ ○ ○

以上